

大口町告示第67号

戸籍届出に係る来庁者の本人確認実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月24日

大口町長 鈴木雅博

戸籍届出に係る来庁者の本人確認実施要綱の一部を改正する要綱

戸籍届出に係る来庁者の本人確認実施要綱（平成15年大口町告示第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「国民年金手帳」を「国民年金手帳又は基礎年金番号通知書」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

戸籍届出に係る来庁者の本人確認実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>住民基本台帳カード（別表第1に規定するものを除く。）</p> <p>国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証</p> <p>共済組合員証</p> <p><u>国民年金手帳又は基礎年金番号通知書</u></p> <p>国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書</p> <p>共済年金又は恩給の証書</p> <p>届書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>住民基本台帳カード（別表第1に規定するものを除く。）</p> <p>国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証</p> <p>共済組合員証</p> <p><u>国民年金手帳</u></p> <p>国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書</p> <p>共済年金又は恩給の証書</p> <p>届書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等</p>